

「社会福祉士の制度改革に関する」意見

社団法人日本社会福祉士養成校協会
会長 白澤 政和

1. これまでの経過（資料説明）

- ① 社会・援護局長の私的懇談会「社会福祉制度に関する意見交換会」で本協会会長として報告し、最終的に（社）日本社会福祉教育学校連盟との合同で「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて（提言）」を作成し、同局長に提出した（参考資料1）。
- ② 社会・援護局からの社会福祉士養成教育に関する意見聴取及び課題検討の打診に対して、本協会の総会で承認された「今後の社会福祉士養成教育のあり方について（提案）」を、社会・援護局に提出した（参考資料2）。

2. 社会福祉士制度改革についての基本的な考え方

社会福祉士は「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」と定義されている。

社会福祉士を今日的に解釈するならば、「社会福祉士とは、福祉に関する専門的知識と技術をもって、何らかの社会的支援を必要とする者の相談に応じ、その者と社会環境との相互作用関係を的確にアセスメントし、必要となる支援の計画に基づきながら、その者が自らの能力を最大限に活用して自立した日常生活を営むことができるように、その者のエンパワメントを図るとともに、その者が必要とする社会資源の調整や開発をはじめとする社会的な支援を行う者」として捉えることができ、今まで以上に、社会福祉士の活動が求められている。

しかしながら、社会福祉士制度創設から20年が経過するが、社会のニーズに応え、社会的に活躍する位置を得られるような順調な発展をしてこなかった。一方、近年の利用者の尊厳と自立を基調に契約によって各種の福祉サービスが提供される時代にあり、より専門性の高い専門職業人養成教育を行うためには、一定の養成教育水準を担保する必要がある。

これを解決するためには、以下の2点が重要である。

- ① 社会福祉士養成教育において実践能力を有した優秀な学生を育成するよう、社会福祉士養成校の教育を見直し、改善していく。具体的には、カリキュラム、実習・演習のあり方、実習時間を含めた実践能力を高める教育体系の確立を目指して、抜本的に見直し・改善を進めていく。
- ② 社会福祉専門職の業務を社会福祉主事から社会福祉士へ移行することで、社会福祉士の職域拡大を進め、同時に労働条件や労働環境を充実することで、社会福祉士の社会的地位の向上を図る。

3. 社会福祉士制度改革についての具体的提案

①社会福祉士養成教育の改革

資料1に詳しいが、以下のような領域で実施すべきである。

(1) カリキュラムの抜本的見直し

ソーシャルワーカーとしての実践能力が得られるカリキュラムに改正し、様々な職域で求められている能力が身につけられるカリキュラム・シラバスとする。

(2) 社会福祉実習・演習の充実

座学で教育を受けた内容を、具体的に社会福祉演習や実習に結びつけ、体系的な養成体制を整える。具体的には、以下の通りである。

- 1) 実習時間数を、現行の180時間から360時間を今回の到達目標として、大幅な増加を図る。
- 2) 演習および実習担当教員の研修体制を確立し、一定の研修を修了した者を養成課程担当教員の要件とする仕組みが必要である。これには、本協会がブロック別研修をすることが可能である。
- 3) 実習機関の確保については、実習指導者の養成を拡充する。実習を受け入れ、適切な実習指導を積極的に行っている施設・機関に対しては、当該施設・機関の社会的評価が高まる配慮や、実習指導に対する取り組みを正当に評価する必要がある。例えば、第三者評価の項目として、実習機関に対して「実習生の受け入れ」を位置づけることや、何らかの金銭的補助が可能となる方策が考えられる。
- 4) 実習指導については、実習生・実習指導者・実習指導担当教員の三者が当該実習生の状況や課題・成果等を協議し、実習生に対しては適切なスーパービジョンが行えるような対応が必要である。

(3) 大学、一般養成施設、通信教育間でのバランスのある社会福祉士の養成教育

大学は独自性を生かしながら、特色ある社会福祉教育の中で社会福祉士の養成教育を行っていくべきであるが、現状では大学間で格差が大きく、社会福祉士養成教育については一定の教育水準を確保する方策が必要である。

通信教育課程は、授業時間数が少なく、授業形態では社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術現場実習指導についてはその特性上、印刷授業にはなじまない側面が強いことから、面接授業を原則とする必要がある。

②社会福祉士の職域拡大と労働条件や労働環境の充実

昭和25年に創設された社会福祉主事が、制度的には現在も社会福祉業務を担う中心に位置づけられてきたことが、社会福祉士の職域を広げることができなかった主要因であると考えられる。そのため、具体的には、以下のように社会福祉士を核とする専門職域を明確にし、そこでは社会福祉士の労働条件や労働環境を充実させる。

(1) 福祉事務所での生活保護業務

社会福祉士を配置することで、高い相談支援能力でもって、被保護者の自立支援の促進、および要保護者への予防的支援、職員に対する査察指導ができる

(2) 社会福祉施設での生活相談員等

生活指導員・生活相談員・生活支援員と呼ばれる職種が社会福祉士となることで、利用者の施設でのQOLを高めるだけでなく、利用者と家族を結びつけ、地域生活を見通した支援ができる

(3) 障害者の相談支援事業所の専門職員

障害者自立支援法での「相談支援事業」における専門職員として社会福祉士を配置することで、就労支援を含めた地域での自立生活支援ができる

(4) 地方自治体での児童の相談業務

児童虐待や子育て不安が増大するなかでの、児童相談所や今回児童の虐待や子育ての相談支援を義務づけられた市町村で社会福祉士が配置されることで、早期発見や適切な支援ができ、児童の権利を擁護できる

(5) ハローワークでの就労支援専門職

社会福祉士を配置することで、ニート、障害者、生活保護世帯に対する就労支援においては、利用者の生活の全体を捉え、動機付けを高める個別的な自立支援と、そうした人々に対する職場開拓ができる

(6) 追加的カリキュラムを受講することでの社会福祉施設管理職の資格化

社会福祉士資格を土台にして、管理職としての管理的・指導的・教育的・経営的能力を身につけるカリキュラム受講で、施設長等の管理職の資格化を図る。

(7) 介護保険制度での、介護老人福祉施設等での社会福祉士配置での介護報酬加算

社会福祉士を配置することで、利用者の自立を支援し、QOLを促進することができ、場合によっては退所を可能になる。

社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて

平成 18 年 4 月 23 日

日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会

合同検討委員会

1. はじめに

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されて以来、社会福祉士国家試験受験資格を付与することを主な目標として、わが国の社会福祉教育は拡大の一途を辿ってきた。

このような社会福祉教育の量的拡大が社会福祉に対する社会的ニーズの増大に対応するものであることはいうまでもない。日本学術会議第18期対外報告『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』に詳細に述べられているように、ソーシャルワークの必要性和重要性が高まり、ソーシャルケアサービスに関する研究団体、職能団体、養成機関が一堂に会する場として重要な役割を持つソーシャルケアサービス従事者研究協議会もソーシャルワークならびにソーシャルワーカーに対する社会的認知度を高めるための取組みを進めている。

しかしながら、社会福祉専門教育の現状は、社会的要請に応えるに十分な水準に達しているとは言いがたい状況にあり、他面では、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得者が専門職としてふさわしい待遇を受けているとは言いがたい現状にある。

このような状況の中で、日本社会福祉教育学校連盟は、2005年10月8日、第1回学長会議を開催し、社会福祉士をはじめとする社会福祉専門職者の採用促進と待遇改善を広く社会に訴えるアピールを採択した。(このアピールに対しては、2006年3月10日現在、学校連盟加盟校170校中150校の学長から賛同の署名が寄せられている。)

学長会議のアピールの趣旨にもとづき、11月21日、学長会議世話人と厚生労働省中村秀一社会・援護局長との懇談の機会が持たれ、中村局長からも社会福祉士を含む福祉人材の養成問題に対する強い関心が示された。

こうした動きを受けて、学長会議の趣旨・目的を組織的に発展させるべく、日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会は、2005年12月25日、両者合同の理事・評議員懇談会を開催し、社会福祉士制度改革の方向性について検討するため、両組織の代表による合同検討委員会を設けることにした。

合同検討委員会は、2006年1月から検討を開始し、本報告の取りまとめに至るまでに、社会福祉の主要な分野の研究者・実務者からの聞き取りを含めて、数回にわたる検討会を持ち、また、この間に開催されたソーシャルケアサービス従事者研究協議会において、中間報告にもとづく討議が行われた。

社会福祉士制度の改革にかかわる諸問題は複雑で、多岐にわたるため、短期間にそのすべてについて深い検討を行うことは困難である。したがって、本報告では「社会福祉士が活躍できる職域の拡大」にかかわる問題に視点を絞り、改革の

方向性と、それに対応する社会福祉士養成教育の課題について取りまとめることとした。

2. 問題提起

社会福祉士国家資格の発足以来 18 年目を迎えたが、社会福祉士養成校を卒業し、資格を取得した者の多くは、現場において必ずしも社会福祉士としての業務を遂行しているとは限らず、実際には介護職として就職している場合も少なくない。

こうした状況の背景には、以下のようなことが考えられる。

- ①社会福祉士の業務内容やその有効性が広く理解されていない。
- ②社会福祉士養成校における教育の中で、卒業するまでに相談支援方法や実践能力を十分に身につけることができず、しかも社会福祉士養成校間での教育内容に格差があり、養成教育全体が社会のニーズに十分に答えきれていない。
- ③これまで相談支援の業務は主として社会福祉主事によって担われてきたが、社会福祉士制度の発足後も社会福祉主事制度が維持され、社会福祉士の雇用の機会を狭めてきた。

しかしながら、社会福祉の理念や支援方法も大きく変化し、利用者の尊厳と自立を基調に、契約によって各種のサービスが提供される時代にあつては、社会福祉士の本来の役割がますます重要性を増すものとなつてきている。

このような中で、社会福祉士制度の理念にもとづいて社会福祉士の職域を拡大するための取り組みや提案が展開されてきた。ロング・スパンのものとしては、日本学術会議第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会が『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』（2003（平成 15）年 6 月）を出しており、ミドル・スパンでは、日本社会福祉士養成校協会が全国社会福祉施設経営者協議会の協力を得て、社会福祉施設での社会福祉士の雇用拡大に向けて、社会福祉士養成教育に対する社会的なニーズを把握するための調査を行い、その結果にもとづいて養成校での教育のあり方を中心に養成に必要な科目やシラバスについての検討を進めてきている。

こうしたロング・スパンやミドル・スパンの視点で職域の拡大を志向することはもとより重要であるが、社会福祉基礎構造改革の進展とともに福祉人材育成への関心が高まっている状況の下では、社会福祉士の活躍できる職域の拡大についてショート・スパンで提言していく好機であると考えられる。

日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会は、ここに『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けての意見』をとりまとめ、社会福祉士に求められている社会的ニーズをもとにして、社会福祉士が有効に機能で

きる職域とその拡大について提起するとともに、社会福祉士養成教育の具体的な充実案についても提示するものである。

3. 社会福祉士を必要とする社会状況について

「社会福祉士及び介護福祉士法」において、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。」と定義されている。その業務の目的は面接等の相談業務を介して利用者の生活を計画的に支援することであり、利用者と環境との間でのコーディネートを行うことが主要な業務である。

このような業務を推進するために、社会福祉士は、社会資源と利用者の双方に働きかけ、社会資源に対しては、新たな資源を作り上げたり、資源間での連携や調整を行ったり、利用者の苦情や権利擁護等に対して資源に働きかけるといった機能を果たすことになる。さらには、利用者のニーズの観点から、社会福祉施策立案や計画作成、さらには教育的な視点をもったスーパービジョンを実施していくことになる。一方、利用者に対しては、利用者の能力や意欲を高めることで、例えば就労や家族再生のための支援を実施する機能を持つ。社会福祉士は、こうした多様な機能を担うことを求められており、社会福祉士養成校は、卒業生にそうした能力を身につけさせるために養成教育を行ってきた。

ここにみられる社会福祉士の業務内容は、国際的なソーシャルワーカーの定義ともおおよそ一致している。国際ソーシャルワーカー連盟が2000年に定めた定義において、ソーシャルワーカーは「人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」専門職であり、人びとのエンパワーメントを促し、人間関係における問題解決を図り、ウェルビーイングの状態を高めることを目指す者としている。このことからいって、社会福祉士は、国際的な意味でのソーシャルワークを担う者であると言える。

日本の社会福祉の状況は、利用者への尊厳と自立を基礎として、各種サービスを利用することによって利用者の地域生活を可能にすることを狙いにするようになり、同時に在宅生活を支える各種のサービスが質量共に整ってきている。この時期にあって、利用者の地域生活を実現させていくためには、社会福祉士をさらに活用することが強く求められている。

特に、多様な生活問題が拡大する一方で、家族や近隣によるインフォーマルケアが脆弱となり、相談援助を必要とする人々が広がりを見せている。こうした人々に対して、個々人のQOLを高め、福祉サービスを効果的・効率的に提供してい

くためには、社会福祉士の機能を活用することが必要とされている。また、多様な供給主体による社会資源が作り出されてくる中で、利用者が適切なサービスを選択し利用していくためにも、社会資源についての情報を豊富に持つ社会福祉士からの支援が不可欠である。他方、利用者の中には、意思表示が十分できない者もいれば、サービスに対する不満をもつ者、必要不可欠なサービスを利用しなかったり、逆に過剰なサービス利用を求める者もいる。こうした利用者に対して、社会福祉士は適切なアセスメントや面接技術等の専門的知識・技術を用いて、権利擁護に関わるサービスの活用を支援したり、利用者を擁護する立場からサービス事業者と話し合いをしたり、利用者の意欲や能力を引き出すことで、在宅生活を支えることができる。

社会福祉士に期待されるこのような機能は、施設福祉の領域においても基本的に共通するものであり、社会福祉士は多様なニーズをもとにするケアプラン作成チームの中核となり、適切な対応によって在宅復帰のための支援を進めることができる。

しかしながら、利用者の尊厳が叫ばれ、福祉サービスが豊富に整ってきた近年においても、社会福祉士が活躍できる職域は十分な広がりを見せず、社会福祉士が自らのソーシャルワーク機能を十分に発揮しているとは言えない状況にある。

その理由の1つとして、社会福祉主事の任用制度が根強く残っていることを挙げることができる。

社会福祉主事制度は、ソーシャルワーク専門職が全く育っておらず、かつ貧困者向けのごく一部の福祉サービスしか存在しなかった昭和25年に作られた制度である。三科目主事と称されることもあるように、社会福祉の専門教育を受けたとは言い難い、一般大学の卒業生であっても取得可能な緩やかな任用資格である。社会福祉士国家資格の創設時においては、直ちに社会福祉士をもって社会福祉主事に置き換えるには量的にも不十分であったこともあり、引き続き社会福祉主事が主要な役割を担わざる得なかったとしても社会福祉士登録者が7万人を超え、数年で10万人の登録が見込める現時点にあっては、社会福祉主事に代わって社会福祉士が相談援助業務の中核を担うことができる状況が整いつつあるといえる。

しかも、社会状況が大きく変化し、それに伴い社会福祉の状況も大きく変化してきている。例えば、児童相談所における虐待相談件数の激増や高齢者虐待、ホームレス、認知症高齢者の増加等、複雑化・深刻化した社会状況を鑑みるならば、施設や地域を問わず、援助を要する多くの人々に対し、迅速かつ適切なサービスを提供するために、専門的な相談支援体制を強化することが必要不可欠になってきている。その相談援助専門職としては、国家資格として法制化された社会福祉士こそがふさわしいことはいうまでもない。にもかかわらず、依然として相談援

助業務の中核は社会福祉主事によって担われているのが現状である。このことは、社会福祉状況の変化に伴う社会福祉主事から社会福祉士への段階的な切り替えが展開できなかったことを示すものであり、社会福祉士が活躍できる職域範囲を広げることが出来なかった結果は、資料1に示したとおり、ソーシャルワーカーに該当する職種のほとんどを社会福祉主事が担っているところに現れている。

社会福祉行政において必置となっている社会福祉主事について根本から見直し、社会福祉主事の必置を廃して、専門性の高い社会福祉士にソーシャルワーク業務を移行させていくことがポイントである。

これに加えて、社会福祉主事を凌駕するだけの能力を学生に身につけさせることが十分とはいえない今日の養成教育のあり方にもメスを入れることが必要であり、教育内容の充実によってはじめて社会福祉士の法的根拠を維持することが可能となる。

4. 社会福祉士が活躍できる具体的な職域

ここでは、社会福祉に関する法律との関連で、社会福祉士を採用することによって業務がより適切に行われると期待される職域について、コミュニティベースでの社会福祉士と、レジデンシャルベースでの社会福祉士に分けて述べ、次に、それ以外の保健医療、教育、司法等の領域において、社会福祉士が適切かつ有効に機能できる職域について言及することとする。

(1) コミュニティベースで社会福祉士が活動できる職域

①生活保護法に関する職域について

福祉事務所においては、生活保護法にもとづく最低生活の保障と自立を支援する相談支援とが一体的に実施されているが、最近の経済状況や人口の高齢化を反映して保護率が上昇する中で、両者の機能を強化していくことが喫緊の課題となっている。前者については、個々の要保護者に対する措置の決定、担当職員に対する査察指導、事務所全体としての企画・運営といった業務を高い専門性を基盤として実施していくことが求められている。後者については、相談支援能力を高め、被保護者の自立支援を促進するとともに、要保護者に対する予防的な支援を行うことが求められている。現在これらの業務は主として社会福祉主事資格を持つ福祉事務所職員によって担われているが、本来であれば、相談支援に関する専門性を備え、加えて査察指導や企画・運営についても高い専門性が期待される社会福祉士を任用するのが妥当である。

経過的な措置としては、社会福祉主事資格のみを持つ職員が社会福祉士資格を取得できるような配慮が必要である。

なお、平成17年度より始まった「自立支援プログラム」は、相談支援機能を強化する視点から、外部の社会資源の有効な活用について言及している。被保護者の就労支援を中心としてみた場合、外部の社会資源として必要とされるのは、被保護者のニーズを把握し、ハローワークをはじめ、就労先を含めた多くの社会資源を結ぶコーディネート能力を有した機関である。

このような機関として、「社会福祉士事務所」等を含めて、都道府県レベルで社会福祉士会などが組織化した受け皿機関を作ることも可能であろう。

(これについては、厚生労働省の平成17年度補助金により、一部の県が県社会福祉士会に被保護世帯の相談支援を委託する試みが実施される予定である。また、岡山県は県社会福祉士会の協力で、雇用可能な社会福祉士人材をプールし、市町村地域包括支援センターの社会福祉士の採用を支援している。)

また、就労支援をはじめとする自立支援に特化したセンター（例えば「自立支援センター」など）を新設し、そこに社会福祉士を配置して、専門的な機能を果たしていくことも有効であろう。このほか、既存の「障害者生活支援センター」、「在宅介護支援センター」等に社会福祉士を雇用することを条件として委託することが考えられる。さらに、介護保険法改正にもとまって創設される「地域包括支援センター」や、障害者自立支援法にもとづく「相談支援事業所」に対しても、社会福祉士が配置されることを要件として委託することが考えられる。

ホームレスへの支援においても、社会福祉士を雇用している上記の組織・機関等に業務委託することで、就労支援を含めた自立への相談援助を実施することができる。

以上については、地方自治体で社会福祉士の任用制度を促進していくこととともに、自立支援プログラムのモデル事業を社会福祉士を活用しながら実施していくことで、社会福祉士活用の有効性への評価を高めていくことが必要であろう。

こうした社会福祉士の活躍を支えるために、一層の社会福祉士の養成教育が必要となる。ここでは、以下の選択肢から最適な充実方法を検討し、実施することが必要である。

- 「公的扶助論」の科目に加えて「自立支援に関する演習」、「就労支援に関する演習」、「低所得者に対する支援に関する演習」等の機能別演習カリキュラムを追加し、事例をもとに、相談支援方法について実践的な教育内容にする。
- 「公的扶助論」のシラバスの中に被保護者支援方法等を追加し、具体的な相談援助方法について習得できるようにする。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバス内容に被保護者支援方法やその事例研究等を加える。

②障害者領域について

平成 17 年に障害者自立支援法が成立し、今後障害者領域でもケアマネジメントが制度化されることになるが、新たに創設される市町村事業である「相談支援事業所」でどのような専門職がケアマネジャーになるのかは、障害者の自立した地域生活を確保できるかどうかを決定づける重要なポイントとなる。

厚生労働省の障害者ケアマネジメント研究会による『障害者ケアガイドライン』（2002 年）では、ソーシャルワーカーが障害者のケアマネジメント従事者になることとしている。また、今まで実施してきた相談事業としての「身体障害者生活支援事業」「市町村知的障害者療育等支援事業」「地域生活支援センター」においては、社会福祉士が任用資格の一つに入っている。世界的にみても、ほとんどの場合、障害者領域でのケアマネジメントをソーシャルワーカーが担っているが、その根拠は、コーディネーション機能の範囲が高齢者領域とは異なり、障害者領域では雇用やインフォーマルケア等にまで拡がり、就労支援や社会参加支援を目的とすることで、医療面よりも生活面を重視した相談支援がより必要だからである。

ケアマネジメントを生活支援と位置づけて養成教育をすすめてきた実績からみても、社会福祉士が相談支援事業を担うことが有効である。平成 17 年 12 月 26 日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議資料によれば「相談支援事業」における専門的職員として、社会福祉士をはじめとする専門職が配置されることになっており、その活躍が期待される。但し、精神障害者領域では、社会福祉士だけでなく精神保健福祉士の任用や配置についての配慮が求められる。

そのため、社会福祉士の養成教育においては、以下のような方法で養成教育の充実を図ることを検討する必要がある。

- 現在の「障害者福祉論」に、「障害者支援論」なり「障害者福祉論演習」等の科目を新設し、障害者に対するケアマネジメントを中心にした事例演習を行う。
- 「障害者福祉論」のシラバスに、障害者ケアマネジメントについて強化する。
- 「社会福祉援助技術論」や「社会福祉援助技術演習」において、障害者に焦点をあてたケアマネジメントをシラバスの内容として追加する。

③介護保険法での高齢者領域について

介護保険制度では、社会福祉士も含めて多くの専門職が介護支援専門員としてケアマネジャーの役割を担っているが、この職種以外にも社会福祉士が活躍できる職域が多く見られる。地域包括支援センターに配置される社会福祉士は、単に総合相談機能を果たすだけでなく、地域の機関間での連携や、新たな資源の開発といった機能を果たし、地域の介護の拠点であるプラットホームを作り上げていく必要がある。このように多様な機能を果たすためには、高度なレベルの能力が求められ、そうした人材を社会福祉士養成校では養成していく責務を担っている。

これ以外にも、高齢者領域に限らないが、居宅介護事業（ホームヘルプ事業）でのサービス提供責任者は、個別援助計画を作成するだけでなく、利用者・担当ヘルパー・ケアマネジャー・さらには他のサービス事業者をコーディネートする機能を持つことからみて、社会福祉士が担うのが適切であり、それによって一連のサービス提供過程がより有効かつ適切に行われることが期待できる。また、通所系サービスにおける生活相談員は、個別援助計画作成の中心となり、かつ利用者やケアマネジャーの間でコーディネーター機能を担うため、社会福祉士を任用することが利用者にとっても、機関間連携を強化する上でも有効である。

そのため、従来の養成教育にコーディネーション論についての理論的教育やその方法についての演習を強化する必要があるが、以下のような選択肢が可能である。

- 「高齢者福祉論」や「障害者福祉論」といった科目を「理論編」と「演習編」を分け、そこでコーディネーション方法についての理解を深め、実践を可能にする。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバスにコーディネーションに関する内容を追加する。

ひいては、介護予防についてや地域包括支援センターでの社会福祉士の業務を習得させる。

④児童家庭領域について

平成12年に児童虐待防止法が制定されたにもかかわらず、児童の虐待件数は急増しており、平成15年度には約2万7千ケースに及んでいる。こうした児童虐待や子育て不安に対応するため、平成16年の児童福祉法改正により、都道府県や政令指定都市が児童相談所を設置して行ってきた従来の相談援助に加えて、市町村が利用者の相談に応じて必要な調査や指導を行うよう義務づけられた。このよう

に児童領域では、分権化が進む中でも、引き続き行政責任で相談支援体制を進めていく特徴を有している。

児童相談所においては、所長や所員について社会福祉士が任用資格の1つとされてきたが、現実には社会福祉士が所員として配置されている児童相談所は多くない。そのため、今後も措置を含めた相談支援の中心に児童相談所を置くのであれば、相談業務の担当所員を社会福祉主事から社会福祉士に全面的に切り替えていくように方向付けしていくことが求められる。

さらに、児童の虐待や子育ての相談支援を義務づけられている市町村は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図り、関係機関が情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応するための要保護児童対策地域協議会を設置・運営していくためには、専門職として社会福祉士を配置していくことが不可欠である。社会福祉士がこうした機能を果たすことにより、児童虐待や子育て不安に対して予防的に適切な対応ができ、同時に分権化を進めていくことができる。さらに、市町村は、児童虐待や子育て不安に加えて、非行等の相談支援にも目を向け、活動領域を広げていくことが可能である。

また、市町村においては、市町村自らの相談支援機能に加えて、保育所等の子育て支援センターが虐待や子育て不安に対して早期発見や相談支援に取り組むだけでなく、要保護児童対策地域協議会の主要メンバーとして情報の共有化を進める上で重要な役割を果たすことになる。これまでの社会福祉士養成教育の中には、こうした役割にかかわる内容が含まれており、子育て支援センターの職員についても、社会福祉士を任用することで、より有効な機能を果たすことが期待できる。あわせて、生活保護領域でも述べたように、都道府県レベルで社会福祉士会などが組織化した受け皿機関を作り、虐待の発見から相談支援に至るまでの業務を市町村から受託することも可能である。

そのため、児童領域での相談支援方法やネットワークづくりについての教育内容を強化する必要がある。具体的には、以下のような選択肢がある。

- 「児童福祉論」に虐待等の早期発見や情報の共有化といったネットワークづくりや、相談支援の具体的方法について知識と技能を身につけさせるよう、シラバスを修正していく。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバスにコーディネーションに関する内容を追加する。

⑤地域における福祉文化の醸成と福祉コミュニティづくりについて

社会福祉事業法が改正され、平成12年より社会福祉法が施行されているが、ここでは地域福祉の推進が理念として掲げられ、福祉コミュニティを形成するうえで社会福祉協議会が担う役割がきわめて重要となっている。社会福祉協議会の職員である「福祉活動指導員」「企画指導員」「地域福祉活動コーディネーター」「福祉活動専門員」については、社会福祉士と社会福祉主事の両者が任用資格とされている。現状では、職員として社会福祉士を採用する社会福祉協議会は必ずしも多くはない。社会福祉士の養成教育においては、単に相談支援の能力だけでなく、ボランティア等の社会資源の開発やネットワーク作りといった連携方法を教育の内容に含めており、社会福祉協議会活動において社会福祉士がより適切な役割を果たすことができる。そのため、地域福祉領域では、社会福祉士の任用制度を広げるだけでなく、社会福祉主事の任用を廃止し、社会福祉士に移行させることを早急に検討すべきである。

そのため、「地域福祉論」「社会福祉援助技術論」「社会福祉援助技術演習」において、社会資源の開発・修正、ネットワーク作りについての教育の充実をシラバスに反映させていく必要がある。

⑥独立型の「社会福祉士事務所」の活動領域について

現在、独立型の社会福祉士事務所が約250カ所（日本社会福祉士会：勤務先別会員数2005/10/01現在）開設され、成年後見や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護を中心とした相談援助を行っている。個人開業での活動は、行政や事業者からも一定の距離を置くことができ、利用者を公正中立な観点から支援することができる。したがって、独立型の社会福祉士事務所が、より多くの相談援助業務を行政や法人から受託できるようにすることが求められる。このことにより、利用者への支援をより適切なものとすると同時に、コストの抑制にも貢献できるであろう。

(2) 社会福祉施設で社会福祉士が活動できる職域について

社会福祉サービスが提供される主たる場が、いわゆる社会福祉施設から地域・在宅へ移行しつつあるとはいえ、社会福祉入所施設は地域ケアの拠点として機能することもでき、かつ依然としてその役割は大きい。ここで働く職種のうち、生活指導員・生活相談員・生活支援員と呼ばれる職種が「相談援助業務」を担うものとされてきたが、これらの職種は、施設が有する固有の目的に規定されて、施設内での自己完結的なサービス提供に終始してきた嫌いがあった。しかしなが

ら、現在及び今後の社会福祉が「自立支援」を理念として進められていく必要がある以上、これまでの施設内の点としての実践から、施設サービス利用者と家族・家庭を結びつける線としての実践、更には地域生活を見通して支援する面としての実践へと移行する必要がある。

そのため、こうした職員は利用者の「自立支援」に向けて、施設内部においては、生活の質を保証するために、サービスの質と施設環境の質をモニターし、最適な状態を産み出すよう、利用者の利用開始から退所を含む利用終了までの過程を見通した支援計画を作成・実施する必要がある。同時に、関連する家族を含めたインフォーマル資源や地域の多様な施設・機関との連携や資源動員・資源開発を平行して行うことになる。

生活指導員・生活相談員・生活支援員等の職種がこれらの実践を遂行しようとするならば、その職務の理論的・実践枠組みは、施設内における利用者と環境の境界で、又施設と地域との境界で職務が遂行されることから、その専門性は社会福祉士という国家資格を持つ者によって担保される必要がある。このような固有の資格と専門性に担保された実践が明確な部門として位置付けられ、その役割を社会福祉士が担い、利用者を直接支援する介護等の職員との密接なチームアプローチでもって、社会福祉施設としての機能を果たしていくべきである。そのため、社会福祉施設における社会福祉士の養成に向けて、理論的・実践的により一層教育内容を充実していく必要がある。

ひいては、以下に示すような社会福祉施設（特に入所及び通所施設）において、生活の相談援助を行う職員の任用資格については、社会福祉士とすることが必要である。

- ①児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の児童指導員
- ②障害者施設は、身体、知的、精神の入所施設の生活相談員
- ③介護保険施設は、介護老人福祉施設での生活相談員、介護老人保健施設での生活支援員
- ④生活保護の救護・更生・授産施設の生活相談員

なお、将来的には、こうした施設の施設長資格についても、社会福祉士との関係での議論が必要になると考える。

そのため、養成教育には、一層、施設での支援計画作成やチームアプローチについての教育を進めていく必要がある。さらには、施設の経営・運営管理に関する教育も一層進めていくことが求められる。そのため、以下の選択肢から、より適切な方法で、社会福祉士養成教育を進めていく必要がある。

- 従来の科目内、特に「社会福祉援助技術論」や「社会福祉援助技術特論」において、施設ケアプランの作成・実施、チームアプローチ方法、施設アドミニストレーションについてシラバス内容に含め、具体的な実践能力を身につけさせる。
- 新たに「社会福祉施設援助論」を設け、上記の内容を主とする養成教育を行う。

(3) 保健医療、教育、司法等の領域で社会福祉士が活躍できる職域について

保健医療分野においては、保健医療ニーズをもつ患者・利用者がそのニーズを最大限充足できるよう保健医療サービスを提供することが目標とされている。しかしながら、現代のように高度に発達した保健医療サービスでは、高度に発達したが故にかえって個々の患者・利用者のニーズを最大限充足できない場合が生じている。たとえば、臓器別・疾患別に高度分業化した医療サービスでは、「臓器を診て病人を診ない」「病気を診て人を診ない」といったようなことが語られるように、「病者」という1人の人間の抱える総体的なニーズに十分に応えられないことがある。そこで、本来保健医療ニーズを充たすべく提供される保健医療サービスと、そのサービスをニーズ充足のために享受する患者・利用者との間に生じるズレを発見しその解消を目指す人材が必要となる。この場合の人材として、「人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」専門職である社会福祉士が、まさに最適であるといえる。

したがって、本来は保健医療サービスを提供するあらゆる機関・組織に、社会福祉士が配置されていることが望ましい。既に、第二種社会福祉事業である無料低額診療事業を実施している病院には、医療ソーシャルワーカーの配置が義務づけられており、医療保険の診療報酬上の一部にも、社会福祉士の配置が明記されることとなった。このような動きは、今後もより一層拡大すべきである。また、精神保健分野では既に国家資格化されている精神保健福祉士の配置が進んでいるが、この動きもさらに発展させていく必要がある。

また、学校教育の現場においては、教諭のみでは児童の多様な問題に対応することができず、市町村レベルでスクール・ソーシャルワーカーの採用が試行的ではあるが始まっている。こうしたソーシャルワーカーは現実には社会福祉士が担っており、現状での活動内容を評価・分析することで、今後は国全体で社会福祉士をスクール・ソーシャルワーカーとして任用・採用する方途を検討していくことが求められる。

さらには、司法領域では、国レベルで保護観察官や家庭裁判所調査官が採用され、社会福祉系大学の卒業生も採用されているが、こうした領域での社会福祉士

なりソーシャルワーカーの業務内容を評価し、ソーシャルワーク機能の重要性を明らかにし、採用枠を拡大していくよう要望していくことが必要である。

社会福祉援助技術現場実習の指定施設に、病院・診療所および介護老人保健施設が追加されることが予定されていることから、「医療福祉論」「医療福祉援助演習」といった科目を設けることが望ましい。あるいは、既存の社会福祉援助技術演習の中で、保健医療分野での事例検討等をシラバスに追加することも考えられる。

学校や司法領域でのソーシャルワーカーになる者に対しては、現在の社会福祉士養成校の教育でもって基本的な知識が得られることになっているが、こうした職域を意識し、「社会福祉援助技術演習」等では、学校や司法領域での事例検討等を含めていくこととする。

5. 日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会の課題

社会福祉士養成校に新たに求められる養成教育内容の質を高めていくことは、日本社会福祉士養成校協会および個々の養成校の重大な責務である。これまで述べてきたように、科目やシラバス内容を拡充するとともに個々の科目において、教員が事例研究を含めた理論的・実践的な養成教育をすすめられるよう教育内容を充実していくことが求められている。このため、日本社会福祉士養成校協会は、教員の資質を高めるために、現在実施している研修事業を一層充実させていく必要がある。さらに、日本社会福祉士養成校協会は「社会福祉士養成校教育課程評価ガイドライン」を作成し、当面はそれをもとに個々の養成校が自己評価し、自己研鑽に努め、将来的には、当協会が評価機構となり、個々の養成校を評価し、その結果を開示していくことを目指したい。

日本社会福祉教育学校連盟は、大学院における専門特化した社会福祉教育のあり方について検討を進めていく。

また、社会福祉教育の推進にあたって、社会福祉士に対してどのような社会的ニーズがあるのかを利用者の状況にもとづいて敏感にキャッチし、同時に施設や機関の要求にも適切に応えることを目指していく。さらに、各養成校内部での努力にとどまるのではなく、実習・演習やインターンシップの指導者を地域ブロック別に養成することなどをも含めて、質の高い社会福祉士の養成に向けて多角的に教育内容の充実を促進していきたい。

日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会

<合同検討委員会委員名簿>

◆日本社会福祉教育学校連盟

氏名	役職	所属
黒木 保博	日本社会福祉教育学校連盟 会長	同志社大学社会学部教授・同学 部長
古川 孝順	日本社会福祉教育学校連盟 副会長・常務理事	東洋大学ライフデザイン学部教 授・同学部長
米本 秀仁	日本社会福祉教育学校連盟 副会長	北星学園大学社会福祉学部教授

◆日本社会福祉士養成校協会

氏名	役職	所属
白澤 政和	日本社会福祉士養成校協会 会長	大阪市立大学生活科学部教授・ 同学部長、同大学院研究科長
市川 一宏	日本社会福祉士養成校協会 副会長・常務理事	ルーテル学院大学学長
宮田 和明	日本社会福祉士養成校協会 理事	日本福祉大学学長

<合同検討委員会等会議開催日程>

- 平成17年10月8日：日本社会福祉教育学校連盟・第1回学長会議
- 平成17年11月21日：厚生労働省中村秀一社会・援護局長との懇談会
(日本社会福祉教育学校連盟・学長会議世話人)
- 平成17年12月25日：日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同理事・
評議員会
- 平成18年1月7日：第1回合同検討委員会
- 平成18年2月9日：第2回合同検討委員会及び有識者へのヒアリングの実施
- 平成18年2月19日：第3回合同検討委員会及び有識者へのヒアリングの実施
- 平成18年3月4日：第4回合同検討委員
- 平成18年4月23日：第5回合同検討委員

「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」

(提案)

平成18年6月3日

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

■ はじめに（課題を検討するにあたっての基本的考え方）

- 昭和 62 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下「社会福祉士等法」）において、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第七条において「相談援助」という。）を業とする者をいう。」と定義されている。
- この社会福祉士に関する法的定義を今日的状況において解釈するならば、「社会福祉士とは、福祉に関する専門的知識と技術をもって、何らかの社会的支援を必要とする者の相談に応じ、その者と社会環境との相互作用関係を的確にアセスメントし、必要となる支援の計画に基づきながら、その者が自らの能力を最大限に活用して自立した日常生活を営むことができるように、その者のエンパワメントを図るとともに、その者が必要とする社会資源の調整や開発をはじめとする社会的な支援を行う者。」として捉えることができよう。
- 社会福祉士等法設立当時の社会福祉事業法は、社会福祉を「援護、育成又は更生の措置を要する者」を対象として「正常な社会人として生活できるよう援助すること」としており、社会福祉士制度も措置制度を前提とした相談援助を想定していた。しかし、平成 2 年の社会福祉関係 8 法改正、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革を通じて、社会福祉の理念は発展し、今日では福祉の対象を普遍的に捉えるとともに「保護・指導」するものから、利用者本位の理念に基づき「支援・援助」するものへと変わってきている。
- 特に、近年の高齢者介護・障害者福祉分野では、介護保険法の施行・改正、支援費制度の施行、障害者自立支援法の制定などによって、そのパラダイムも大きく転換し、措置を中心とした社会福祉制度から、自立と尊厳を基調とした契約による利用者本位の福祉サービスが提供されるようになった。また、社会福祉事業も従来の施設中心によるものから、地域生活を基盤とした在宅重視の福祉サービスが提供される時代となり、社会福祉士には、地域生活を支援するためのケアマネジメントや権利擁護などの機能を軸とした支援方法が求められている。
- このような状況の中で、社会福祉士は、利用者の多様なニーズを把握しつつ、社会資源と利用者との双方に働きかけ、社会資源に対しては、資源間での連携や調整を図るとともに、必要に応じて新たな資源を開発したり、利用者の苦情解決や権利擁護等を行うために資源に働きかけるといった機能を果たす必要がある。

- 他方、利用者に対しては、利用者自身の能力や意欲を高めるための専門的な知識と技術に基づく支援を行うとともに、必要となるサービスを効果的・効率的に提供するための事業や施策を立案・計画化して実施することで利用者の自立した日常生活を直接的にも間接的にも支援していくことも社会福祉士の重要な業務の一つになってきているといえよう。
- 今後の社会福祉士に期待される業務は、多様な社会サービス間の調整（コーディネーター）を通じて、利用者の持つ課題の解決を図るという業務を中心に、直接的なサービス提供から社会福祉に関わるプログラムや施設・機関の管理運営までを含む広範な内容を持つものとして捉えることができる。
- そして、そのような業務を行うための専門的な知識と技術を有した実践力の高い社会福祉士を養成するために、必要となるカリキュラムやシラバス、また養成教育における学校のあり方などの社会福祉士養成制度について、今日的状況をふまえた見直しを行う必要がある。
- このような状況の中で、本協会は社会福祉士の地位を向上すべく、社団法人日本社会福祉教育学校連盟と合同委員会を設け、本年4月23日に、報告書『社会福祉士の職域拡大に向けて』をまとめ、中村秀一厚生労働省社会・援護局長に提出したところである。
- 『社会福祉士の職域拡大に向けて』では、利用者の尊厳や自立を目標とした生活支援において、社会福祉士が極めて重要な役割を担うということを指摘するとともに今後の社会福祉士のあるべき姿や、そのための養成教育のあり方について検討する必要があることを示唆していることから、今回の提案書は、先に出された『社会福祉士の職域拡大に向けて』において示唆された内容をふまえて検討するものである。
- 報告書『社会福祉士の職域拡大に向けて』でも指摘したが、社会福祉士制度が十分に発展し得なかったことについては、さまざまな要因が考えられる。一つの理由としては、福祉事務所職員の任用資格として昭和25年に制度化された社会福祉主事が、行政のみならず民間の社会福祉においても事実上専門職資格として機能してきたことが上げられる。
- したがって、社会福祉士を専門職業人として有効に活用し、社会福祉士制度の発展を図るためには、社会福祉主事を任用資格とする職種について、社会福祉士の有資格者をもって置き換えることが望ましく、国等に要望していく必要がある。

- もう一つの要因は、社会福祉士養成校における教育の中で、卒業するまでに相談支援方法や実践能力を十分に身につけることができず、養成教育全体が社会のニーズに十分に答えきれていないということをおげることができよう。今回の社会福祉士制度見直しに向けた取り組みは、本協会が社会福祉士養成教育に、組織としていかに対応していくのかが問われているといえる。

1. 大学における社会福祉士養成教育のあり方について

- 社会福祉教育の発展とあり方に関しては、昭和 30 年に設立された日本社会事業学校連盟（以下「学校連盟」。現日本社会福祉教育学校連盟。2001 年に本協会が厚生労働省所管の社団法人として設立され、学校連盟は文部科学省所管法人として 2003 年に法人設立。）がその発展と教育水準の向上に向けた取り組みを行ってきた。学校連盟では、加盟校の教育内容の質を担保する観点から、学校連盟の正会員入会資格要件を厳格にする等の取り組みを行ってきた。
- 大学は、社会福祉士の資格取得のみを目的に設立されたものではないため、社会福祉を主専攻とする学部学科等を開設する大学においては、社会福祉士の受験資格を得るための「指定科目」に加えて、社会福祉に関するより高度な知識や技術を習得するために必要な科目を別途設置し、さらに幅広い教育を展開することができる。このことは、社会福祉士の受験資格取得に固執することなく、特色ある教育が行えるという大学教育の特徴である。
- しかし、社会福祉士の養成にかかる大学等の現状をみると、必ずしもその特徴を生かし、適切に社会福祉士養成教育（専門職業人養成教育）を行っているとは言いがたい例が相当数見られる。
- 確かに、試験科目や指定科目の設定により、福祉系大学等における社会福祉教育の枠組みが一定程度形成された。しかしながら近年、社会福祉士養成校が急増する中で、教育内容の質が担保できていないのではないかと疑われるような学校もいくつかみられるようになってきていることも事実である。大学では社会福祉士養成施設に規定される諸規定の遵守義務がないため、とりわけ社会福祉を主専攻としない学部学科等においては、社会福祉を専攻する専任教員を 1 人も配置せずに指定科目を開講して国家試験受験資格を取得する例もあり、本協会としても専門職業人養成教育という観点から、その現状に憂慮しているところである。
- ふりかえって、社会福祉士制度設立当初においては、措置を中心とした社会福祉制度であった。しかし、近年の社会福祉のあり方が大きく転換し、利用者の尊厳と自立を基調に契約によって各種の福祉サービスが提供される時代にあり、より専門性の高い専門職業人養成教育を行うためには、一定の養成教育水準が担保される方を講じる必要があるとあり、社会福祉士養成の仕組みを見直すことは喫緊の課題となっている。
- 学生の知識面での水準については、社会福祉士試験（以下、国家試験）で担保されており、試験に合格できる人材を育成していくことが各社会福祉士養成校及び本

協会の使命の一つであるといえる。しかしながら、国家試験の合格は最低限の条件であり、国家試験に合格させることのみでは、社会のニーズに合致した社会福祉士を輩出することにはならない。個々の養成校は、実践力を有した優秀な学生を社会に送り出していく責任があるが、こうした能力を高めるためには、国家試験において評価することができない演習・実習教育の充実を図ることで実践力を高めることが不可欠であり、特にその側面での養成教育の改革が必要であると認識しているところである。

- 本協会は、養成教育水準を高め、高度な実践力を持ち合わせた優秀な人材を、社会福祉士として社会に輩出していくことをその使命としていることから、社会福祉士養成にかかる指定科目等の遵守に関する法整備、とりわけ大学における社会福祉士養成教育において、一定の教育水準を確保するための方策が必要であるという認識に基づき以下のとおり提案する。

1) 社会福祉士一般養成施設における養形成態及び法規制等の現状

- 一般養成施設は、法に基づいて以下のイ)～チ)に示す基準を満たす必要がある。(項目は「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」第6条の各項目に基づき作成した：一部省略した項目あり)

イ) 入学要件

一般養成施設
(1)一般大学等 (4年)
(2)一般短大等 (3年) + 実務1年
(3)一般短大等 (2年) + 実務2年

ロ) 修業年限

一般養成施設
●1年以上
<参考>H18年4月現在の実態値
通学：1～2年 / 通信：1.5年～2年

ハ-1) 教育時間数

科目	一般養成施設			
	昼間課程及び夜間課程	通信課程		
		面接授業	印刷授業	実習
社会福祉原論	60	6	162	
老人福祉論	60	6	162	
障害者福祉論	60	6	162	
児童福祉論	60	6	162	
社会保障論	60	6	162	
公的扶助論	30	3	81	
地域福祉論	30	3	81	

社会福祉援助技術論	120	12	324	
社会福祉援助技術演習	120	12	324	
社会福祉援助技術現場実習	180			90
社会福祉援助技術現場実習指導	90	5	120	
心理学	30	3	81	
社会学	30	3	81	
法学	30	3	81	
医学一般	60	6	162	
介護概論	30	3	81	
時間数合計	1,050	83	2,226	90
	全科目必修		全科目必修	

ハ-2) 教育内容

科 目	一般養成施設
社会福祉原論	<p>1) 時間割及び授業概要（シラバス）等の提出義務あり</p> <p>2) 『社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について』（昭和63年2月：社庶第26号／局長通知）等に基づく内容に関する指導あり。</p>
老人福祉論	
障害者福祉論	
児童福祉論	
社会保障論	
公的扶助論	
地域福祉論	
社会福祉援助技術論	
社会福祉援助技術演習	
社会福祉援助技術現場実習	
社会福祉援助技術現場実習指導	
心理学	
社会学	
法学	
医学一般	
介護概論	

二) 専任教員数

一般養成施設		通信課程
昼間課程及び夜間課程		
1) 別表第1（指定科目及び時間数）を教授するのに必要な数の教員を有すること		1) 別表第3（指定科目及び時間数）を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、1人は専任教員であること
2) 別表2に定める専任教員を有すること		
学生総定員の区分	専任教員数	
80人まで	3	
81人から200人まで	3+ (学生総定員-80) / 40	
200人以上	6+ (学生総定員-200) / 50	
3) 専任教員のうち1人は、教務に関する主任であること		

ホ) 専任教員規定

一般養成施設	
昼間課程及び夜間課程	通信課程
専任教員のうち1人は社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論又は児童福祉論を、1人は社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を、1人は社会福祉援助技術現場実習指導を教授できるものであること。	規定なし

ヘ) 社会福祉援助技術演習に関する事項

項目	一般養成施設
教員数	学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。
演習室	少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。

ト) 社会福祉援助技術現場実習に関する事項

項目	一般養成施設	
	昼間及び夜間課程	通信課程
実習時間	180時間	90時間
実習計画	各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携のもとに定められていること	
実習指導室	社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。	
実習指導	社会福祉援助技術現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること	
実習指導者 資格要件	ア) 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のあるもの イ) 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司、又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ウ) 社会福祉士養成施設における実習指導者の要件について社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者	
実習巡回指導	1回以上/週	
実習施設	実習担当教員による週一回以上の定期的な巡回指導が可能な地域に存すること	
実習施設数	社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業にかかる事業所の数(市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の5分の1以上であること。	

チ) その他

項目	一般養成施設
学級定員	1学級の定員は、40人以下であること
教室数	同時に授業を行う学級の数を下回らない数の専用の普通教室を有すること。
機材等	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
事務職員	専任の事務職員を有すること
管理等	管理及び維持経営の方法が確実であること

2) 一般養成施設における社会福祉士養成の現状と課題

- 期待される社会福祉士の養成を実現するためには、科目構成、時間数、シラバスの内容について、今日的状況において妥当か検討する必要がある。
- 一般養成施設の通信課程では、これまで、相談援助の実務経験がある者等に社会福祉士資格取得の機会を提供してきたという意義がある。しかしながら、上記ハ)1を見てもわかるように、昼間・夜間課程と通信教育課程とでは、授業形態及び授業時間数で差がある。特に社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習指導について面接授業と印刷授業で構成されており、こうした科目は、その特性上、印刷授業にはなじまない側面が強いことから、面接授業を原則とする必要がある。また分野論についても、事例研究などの内容を含むため、授業形態（面接授業・印刷授業）のあり方について検討する必要がある。
- 一方、通信教育課程は、社会人の教育機会を確保する観点から、福祉の現場で働く相談援助実務経験のある者等に対しては、従来どおりの社会福祉援助技術現場実習を免除する等の措置が必要である。こうした実務経験のある人材を社会福祉士としていく養成教育に積極的に取り組むことで、通信教育課程は社会福祉主事を社会福祉士有資格者に移行させる上で重要な役割を担うことができる。

3) 大学における社会福祉士養成の現状と課題

- 一般養成施設の養成の形態や法規制を示したが、各大学では上述したとおり、個々の大学のアドミッション・ポリシーに基づき、独自性のある社会福祉教育を行っており、一概に大学における養成教育が一般養成施設のそれよりも質的に劣っているとは言えない。
- そのため、大学においては、今までどおり個々の大学の独自性を生かしながら、特色ある社会福祉教育の中で社会福祉士の養成教育を行っていくべきである。しかしながら、社会福祉士を養成するうえで、大学や一般養成施設を含めた全ての養成校が最低限一定水準の教育を確保し社会的責任を果たしていくために、必修受講科目、各科目の時間数、専任教員数の確保等については、社会福祉士養成にかかる法令に基づいた枠組みを設定する必要がある。
- 具体的には、これを前提として、知識面では国家試験で水準が担保されることを考慮し、実践力を有した優秀な人材を輩出する観点から、演習や実習の充実を

中心とした見直しが必要である。

なお、演習や実習については、後述するように、演習および実習担当教員の教科教育能力を高める研修を義務化することで、効果的な演習・実習教育を可能にするとともに、1演習当たりの学生人数については、できる限り少なくしていくことに努める必要がある。

2. カリキュラム・シラバスの見直し

- カリキュラム・シラバスを見直すにあたって、まずは見直しの結果として目指すべき社会福祉士養成教育の目標（エデュケーション・ポリシー）を示す。

【目指すべき社会福祉士養成教育の目標（エデュケーション・ポリシー）】

1. 人権擁護と社会正義を使命とし、「尊厳の保持」に基づく利用者本位の支援を行える社会福祉の専門職業人として高い倫理性をもった人材
2. ニーズと資源をコーディネートし、自立支援・就労支援を展開できる人材
3. 人々をエンパワメントできる能力をもった人材
4. 人々が必要とする社会資源を開発する能力をもった人材
5. 地域福祉を推進できる人材
6. 施設・機関・組織のマネジメントができ、スーパービジョンをする能力をもった人材
7. チームアプローチに基づき多様で幅広い分野で活躍できる人材
8. 福祉分野におけるリーダーとしての人材

- 以上の目指すべき社会福祉士養成教育の目標に向けて、カリキュラムを再検討すべきである。
- 現実には、社会福祉士養成におけるカリキュラムである指定科目は、社会福祉士制度発足以降、平成11年に一度改正が行われたが、抜本的な見直しは行われることなく今日に至っている。現状での社会福祉法への改正、介護保険法の改正、障害者自立支援法の制定等、社会福祉の理念や制度が転換期にあることから、このような状況の中で新たに求められる社会福祉士の業務やその内容等のあり方を踏まえ、以下3つのモデル案を提案する。
- 各モデルとも、程度の差こそあれ、実践力を伴った専門職業人を養成するという観点から、演習・実習を内容・時間数ともに強化している。社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）現場実習は、以下でも述べるように、現行の2倍の360時間としたが、一般養成施設がどの程度時間を確保できるか配慮が必要である。講義等の名称や内容については、上記の目標を基に検討したものである。
- 3つのモデル案それぞれの特徴として、第1案と第2案は現行の指定科目にとらわれず、社会のニーズに対応させたものであり、第1案は、相談支援という視点に、

第2案は社会福祉の構成という視点に着目して作成したものである。第3案は、現行の指定科目を、実践力を高めるという視点から強化したものである。

1) 現行制度における社会福祉士養成にかかる科目

【社会福祉士一般養成施設】(昭和62年厚生省令第50号)

現行制度において、一般養成施設で設置しなければならない科目及び時間数は、以下のとおりである。

<指定科目及び教育時間数>

科目	昼間課程及び 夜間課程	通信教育課程		
		面接授業	印刷授業	実習
社会福祉原論	60	6	162	
老人福祉論	60	6	162	
障害者福祉論	60	6	162	
児童福祉論	60	6	162	
社会保障論	60	6	162	
公的扶助論	30	3	81	
地域福祉論	30	3	81	
社会福祉援助技術論	120	12	324	
社会福祉援助技術演習	120	12	324	
社会福祉援助技術現場実習	180			90
社会福祉援助技術現場実習指導	90	5	120	
心理学	30	3	81	
社会学	30	3	81	
法学	30	3	81	
医学一般	60	6	162	
介護概論	30	3	81	
時間数合計	1,050	83	2,226	90

【養成施設以外の養成校：法7条1号・4号・7号】（昭和62年厚生省告示第200号）

現行制度において、一般養成施設以外の養成校では、以下の指定科目を履修することにより受験資格が得られる。但し、法第7条第4号及び7号の養成校は卒業後1～2年の実務経験を要する。

科 目		
1	社会福祉原論	
2	老人福祉論	
3	障害者福祉論	
4	児童福祉論	
5	社会保障論	うち1科目
	公的扶助論	
	地域福祉論	
6	社会福祉援助技術論	
7	社会福祉援助技術演習	
8	社会福祉援助技術現場実習	
9	社会福祉援助技術現場実習指導	
10	心理学	うち1科目
	社会学	
	法学	
11	医学一般	
12	介護概論	

2) カリキュラム改定案

① 第1モデル案

部 門	群	科 目	時 間	
A. 人と社会システムに関する基礎的理解	身体と心のしくみ	医学の基礎知識	30	
		ケアの原理と方法	30	
		人の心の理解と心理学的支援	選択必修1科目	30
	社会システム	社会・組織のしくみとその理解		30
	の理解	法の体系とその理解	30	
B. 支援の基盤	原理の理解	社会福祉の原理	30	
		社会福祉の専門職と社会福祉サービス	30	
	サービスに関する基礎的理解	地域を基盤とした社会福祉サービス	30	
		社会保障の制度とセーフティネット	30	
		介護保険制度	30	
		社会福祉の行財政と経営	60	
		雇用対策と 就労支援	法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
			事例研究と見学実習によるしくみの理解	30
	ソーシャルワークの基礎	ソーシャルワークの共通基盤	30	
		ケアマネジメント	30	
		福祉サービスのクオリティ・コントロール	30	
		ソーシャルワーク基礎演習	30	
	C. 支援の展開	生活の理解と福祉サービス	高齢者の生活理解と福祉サービス	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究
障害者の生活理解と福祉サービス			生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究	60
児童と家庭の生活理解と福祉サービス			生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究	60
生活困難者の生活理解と福祉サービス			生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究	60
ソーシャルワークの方法・技術の展開		社会福祉調査法		30
		ミクロソーシャルワーク		60
		マクロソーシャルワーク		60
		関連領域（保健医療・司法・教育・産業・国際協力等）におけるソーシャルワーク		30
		ソーシャルワーク応用演習	ミクロソーシャルワーク演習	90
			マクロソーシャルワーク演習	60
		ソーシャルワーク現場実習		360
スーパービジョン／実習指導			90	
3 部門		7 群	28 科目	1,530

<第1モデル案の考え方>

- 人と環境との相互作用に着目し、3つの部門に分け、社会福祉士が支援を実践していく上での基礎的理解として「人と社会システム」を部門とした。そこから、専門的な支援を実践していくために必要となる知識と技術に関する部門として「支援の基盤」「支援の展開」を位置付けて整理したものである。
- 支援の基盤には、原理、サービス、ソーシャルワークについての理解を位置づけ、とりわけ、ソーシャルワークについては、共通基盤、ケアマネジメント、サービスのクオリティ・コントロール、基礎演習を配置した。
- 支援の展開についての特徴は、対象の生活理解と福祉サービスの関連や事例研究を学ぶとともに、方法・技術群において、社会福祉調査法、マイクロソーシャルワーク、マクロソーシャルワーク、関連領域におけるソーシャルワークを科目としている点である。
- 社会福祉原論を分け、従前の原論に該当する部分と、専門職としての倫理・価値等を教授する専門職論を新たに設定した。これは、社会福祉士という専門職像を明確化し、専門職業人としての社会福祉士のアイデンティティを修得させるため、実践から導いたエビデンスに基づく養成教育を行うことを意図している。
- ソーシャルワーク基礎演習（30時間）を新たに設定した。対人援助を行う上での基本的態度や基本的コミュニケーション・スキルを身につけるためのものである。基礎演習を履修した上で、応用演習を行うことを原則としている。

② 第2モデル案

部 門	科 目	時 間
A. 原理部門	社会福祉の原理	30
	生活支援論	30
B. システム部門	社会福祉法制論 (社会保障法/社会福祉法/後見制度/権利擁護)	60
	社会福祉供給システム論 (福祉資源配分/供給組織/供給原理/供給形態)	60
	社会福祉財政論 (福祉財政の構造/財源調達方式/支援費支給/自己負担)	60
	社会保障論 (雇用・年金・医療・介護保険/社会手当/公的扶助)	60
	福祉サービス論 (地域福祉型福祉サービス/支援機関/調整連絡/組織化)	60
C. 対象論部門	児童の生活とその理解	30
	障害者の生活とその理解	30
	高齢者の生活とその理解	30
	地域社会の組織と行動	30
D. 方法論部門	社会福祉援助技術論 (調整媒介論/直接的支援論/地域支援論/事例研究法)	300
	社会福祉援助技術基礎演習	60
	社会福祉援助技術応用演習	120
	社会福祉援助技術現場実習	360
	社会福祉援助技術現場実習指導	90
E. 連携部門	介護の理論と技術	60
	医学一般	60
計5部門	計16科目	1,530

<第2モデル案の考え方>

- 第2案は社会福祉の構成という視点に着目して作成したものである。
- 現行の指定科目は、社会福祉六法の枠組みを基礎として、そこでの「相談援助」業務を想定したものである。従って、分野や制度を柱として構成されており、社会福祉士のコアとなる役割や機能は不明確であった。そのため新しい社会福祉士の業務から、何が社会福祉士養成教育に必要なかを考え、「原理」「システム」「対象」「方法」「連携」の5部門に再編し整理したものである。
- 生活支援論を原理部門とし、社会福祉士が支援を展開する上で重要となる視点として位置付けた。また、システム部門については、社会福祉供給システム論と社会福祉財政論を新たな科目とし、対象部門では対象の生活の理解にとどめている。
- 従前の介護及び医学の領域を連携部門として設定した。

③ 第3モデル案

指定科目		時間数
社会福祉原論（歴史・理論）		30
社会福祉専門職論（価値・倫理等）		30
高齢者福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
障害者福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
児童家庭福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
社会保障論		60
公的扶助論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
地域福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
社会福祉援助技術論 ・社会福祉調査法 ・マイクロ - マクロソーシャルワーク ・スーパービジョン ・関連領域（医療・保健・司法・教育・産業等）における相談援助		330
社会福祉援助技術演習Ⅰ（基礎演習）		60
社会福祉援助技術演習Ⅱ（応用演習）		120
社会福祉援助技術現場実習		360
社会福祉援助技術現場実習指導		90
心理学	1科目選択必修	30
社会学		
法学		30
医学一般		60
介護保険論（介護の制度と理論・技術）		60
時間数合計		1,530

<第3案の考え方>

- 現行指定科目を調整し、演習・実習を強化したものである。
- 時間数は、現行1,050時間に社会福祉援助技術論210時間増、演習（基礎演習）60時間増、実習180時間増、公的扶助論30時間増、介護概論を介護保険論とした。なお、心理学と社会学は、いずれか1科目選択必修としている。
- 高齢者福祉論・障害者福祉論・児童家庭福祉論・公的扶助論の時間数を分け、事例研究・見学実習等が行える各30時間を設定した。これは、社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術現場実習を補完・充実させるための方策として、これまでの講義中心の内容に加えて、現行の分野論で事例研究・見学実習等を行うことにより、実践的な教育を行うことを意図している。
- 公的扶助論は、現行では30時間となっているが、生活保護制度における自立支援プログラムの実施や就労支援に関し、今後、社会福祉士が担うべき重要な業務と考えられるため、他の高齢者福祉論等と同じ30時間増60時間とした。ハローワークなど、実習指定施設以外における事例研究や見学実習等も想定しており、今後、労働行政における社会福祉士の活用も視野に入れたものである。

3. 実習のあり方について

1) 実習時間数の検討

【現行の内容】

- 現行の実習時間である180時間を、労働基準法第32条の規定に基づく1日8時間/週40時間労働を原則とすると、180時間=22.5日となり、23日間の実習となる。
- 一般養成施設通信教育課程では実習時間が90時間となっており、上記で換算すると12日間の実習となる。
- 事前実習先訪問（オリエンテーション）を、実習時間数として換算しているところもあれば、していないところもあり、各大学等の裁量に委ねられているのが現状となっている。

【実習時間数についての問題点】

- 本協会会員校からも「現場実習時間が短すぎる」、「内容が伴っていない」等の意見が少なくない。
- 一般養成施設の通信教育課程では、実習時間が90時間と短く、通学の課程との時間数についての整合性を説明する根拠がない。また、一般養成施設の入学資格要件とも関係するが、一般大学等、いわゆる福祉現場経験や福祉教育を受けていない者も入学資格要件に入っており、90時間の実習時間が「内容が伴っていない」「専門職養成教育として現実的ではない」などの意見も少なくない。
- 質を向上させるためには、最低何時間の実習が必要かの根拠が明確ではない。
【例：CSWE (Council on Social Work Education, USA) では、学部でのソーシャルワーカー養成の実習時間を400時間に設定している。また、他の専門職種においては、看護師養成1,035時間、理学療法士・作業療法士810時間、介護福祉士450時間となっている。】

【実習時間改定にあたっての基本的考え方】

- 現在そして将来のニーズに応えうる実践力を持つ社会福祉士養成のために、実習時間を大幅に増加する。
- 通学課程・通信課程を問わず実習時間数は同一とする。
- 実習の形態は、連続して行う集中型実習、2期、3期などに分けて期間をおいて行う分散型実習、および週に1回行くなど通期（前期あるいは後期）や通年で行う通期・通年型実習などを併用しながら、実施する。

【改定案】

実習時間数を、現行の180時間から2倍の360時間とする。

実習時間数の積算にあたっては、5日間勤務で1週間とし、1週間40時間としてカウントした場合、実習形態としては、以下のようなパターンが考えられる。

○集中型実習：

45日間<9週間>連続

○分散型実習：

2期に分ける場合（前期20日間<4週間>、後期25日間<5週間>など）

3期に分ける場合（前期5日間<1週間>、中期20日間<4週間>、後期20日間<4週間>など）

○通期・通年型実習：

1週間に1回の場合（45週間）

1週間に2回の場合（23週間）

1週間に1.5回の場合（30週間）、など

○集中実習と通期・通年型実習：

前期（4ヶ月）に1週間に1回（16日間）

夏季休暇中に、集中で行う（13日間）

後期（4ヶ月）に1週間に1回（16日間）、など

○ 実習時間の大幅増は、現実問題として実習施設・機関の確保が難しくなる。そのため、まずは、実習指導者の養成を拡充していく必要がある。また、実習を受け入れ、適切な実習指導を積極的に行っている施設・機関については、当該施設・機関の社会的評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取り組みを正当に評価し、支援するための制度を構築する必要がある。例えば、第三者評価の項目の1つとして、「実習生の受け入れ」を位置づけることや、何らかの金銭的補助が可能となるような方策などが考えられる。

2）社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）現場実習指導の内容・時間数についての検討

【検討にあたっての基本的考え方】

社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）現場実習指導の内容について、専門職養成としてのスタンダードを設定する。

【現行の内容】

○ 90時間で社会福祉援助技術現場実習指導を実施しているが、その内訳は明確ではない。

○ 昭和63年2月12日の社庶第26号の「社会福祉士養成施設における授業科目の目標及び内容」によると社会福祉援助技術演習においても、実習後の実習総括を

行うことになっており、実習後のスーパービジョンの位置づけが曖昧である。

- ゆえに、社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術論等と社会福祉援助技術現場実習指導との関連が理解でき、養成教育の中で連動させるための明確な基準を設定する必要がある。

【社会福祉援助技術現場実習指導の内容・時間数についての問題点】

- 社会福祉援助技術現場実習指導の時間数が不足しているという声は、社会福祉援助技術演習ほど多くはないが、内容の検討とともに時間数の検討が必要である。
- 実習後指導、いわゆるスーパービジョンの方法が、大学でも大学院でもカリキュラムに入れているところは少ない。大学院修了後に実習助手となる人々が、スーパービジョンを理解していない場合があることも問題の一つである。
- 「本来、学習目標があり、それを達成するために学習内容と方略が計画され、それに基づく教育活動があり、最後にそれらを評価し改善に結びつける試験が行われるのが筋道」(17.9.28 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構 医学系OSCE実施小委員会委員長 北村聖)であり、そのような意味からも学習目標、学習内容、方略、教育活動を明確にする必要がある。

【実習指導時間及び内容の改定にあたっての基本的考え方】

- スーパービジョンが明確となるような実習指導の体系化。
- 社会福祉援助技術演習以外で何を教えることが、科目としての現場実習の特徴かを明らかにする。
- 専門職としての資質、技能が実習に行けるレベルにあるかどうかのチェックが可能な内容とする。

上記を踏まえた上で、以下の目標設定が考えられる。

- 社会福祉援助技術現場実習指導の学習目標：
 - ・ 講義や社会福祉援助技術演習で身につけた社会福祉援助技術の技能等を、実習において活用できるようにする。
 - ・ 社会福祉援助技術演習等において、事例の捉え方を把握していることを前提とする。
- 習得すべき学習内容：
 - ① 実習に関する共通の項目を理解する：利用者のプライバシーへの配慮、身だしなみ、言葉遣い、挨拶、利用者との良好な（共感的）コミュニケーション、利用者の話を聞く、利用者に話を伝える等。
 - ② 実習計画書作成の意義を理解し、適切な実習計画を作成する。
 - ③ 実習計画書の変更を行える。
 - ④ 実習巡回時のスーパービジョンに備え、実習中に感じた問題や課題を整理す

る。

- ⑤ 実習ノートの書き方を習得する。
- ⑥ 利用者の課題を把握し理解する。
- ⑦ 利用者への援助方法を理解する。
- ⑧ 援助計画や記録の書き方を理解する。
- ⑨ 施設・機関と地域、政策との関連を理解する。

【実習指導時間及び内容の改定内容】

- ① 社会福祉援助技術現場実習指導時間数は現行の90時間のままとする。
- ② 実習中のスーパービジョンは、社会福祉援助技術現場実習では、他職種の実習巡回とは異なる性質を持つものである。大学等における社会福祉援助技術現場実習指導は、実習後に大学においてどのようにスーパービジョンを行うかが重要である。特にアメリカのソーシャルワーク教育では、実習先のスーパーバイザーが責任を持って、実習中のスーパービジョンを行っており、このような状況から、わが国における社会福祉援助技術現場実習指導を効果的に行うには、実習後のスーパービジョン体制を強化すること、実習時の問題対応に関わるリスクマネジメントを充実させること、実習期間中に帰校日を設定するなどの対応も可能とすることを検討する必要がある。
- ③ メールや電話等を用いて随時連絡をとり、相談等を行うなどのリスクマネジメント体制を各大学等で充実させることを検討すべきである。
- ④ 大学等における巡回指導の実態として、実習施設等の実習指導担当者への挨拶のみで終わるなど、十分に時間を確保していないケースが見受けられる。社会福祉援助技術の中に位置づけられている実習という性質を勘案すると、認められるべきものではない。実習生・実習指導者・実習指導担当教員の三者が当該実習生の状況や課題・成果等を協議でき、実習生に対しては適切なスーパービジョンが行える時間数を確保する。ただ先にも述べたように、内容を高めることを第一義的目的とすべきである。

3) 実習指導者の資格要件の検討

【検討にあたっての基本的考え方】

実習指導者については、一般養成施設では社会福祉士資格取得者等の資格要件が規定されているが、大学等ではその規定がないため、質の向上のためには何らかの資格要件の規定が必要である。

【現行の内容】

- 一般養成施設では、①「社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者」、②「児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条

第1項第1号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者」、③「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者」が、所定の用紙を提出して、実習指導者として認められる。

○ 大学では実習指導者の資格要件に関する規定はない。

【実習指導者の資格要件に関する問題点】

- 専門職であり国家資格である社会福祉士の実習であるのに、介護実習や保育士実習のみで終了する例が多い。
- 実習生を受け入れる施設・機関等の責任者が、社会福祉士実習の趣旨を理解し、適切な実習を行う必要がある。

【実習指導者の資格要件の改定にあたっての基本的考え方】

- 基本的には、現行の一般養成施設に適用されている規定を遵守する。

<実習指導者の資格要件の改定案>

項目	内容
実習指導者資格要件	① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ② 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第1号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ③ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者 ④ 厚生労働省が指定する団体が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者 ※ 国家資格である社会福祉士の実習という趣旨に鑑みれば、最終的には(何年か後には)、実習指導者資格要件を社会福祉士以外認めないとする事も検討すべきである。これは、他の国家資格(医師、看護師等)をみてもわかるとおり、無資格者が実践技術・能力の修得を目的とする実習指導を担当することはあり得ず、各国家資格との整合性という観点からも重要なことである。
手続き及び経過措置	① 現行の一般養成施設に適用されている上記実習指導者資格要件は、一般養成施設以外の大学等における実習では、その要件を把握していない場合がほとんどである。実習を行うにあたり、上記要件を規定として適用させるには、経過措置が必要と考えられる。 ② 実習にかかる厚生労働省への申請手続き等は、現行においては一般養成施設に規定されているものを大学等に適用すると、定員規模によっては相当の混乱が予想されるため、一定期間の経過措置を設けることや、手続きの簡素化(例えば、1) 毎年の実習指導者が同一の場合、書類の提出を要さない、2) 実習指導者が変更となった場合は、口頭による社会福祉士資格取得の確認など)も検討されてよい。

4) 社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件の検討

【社会福祉援助技術現場実習指導担当教員資格要件の検討にあたっての基本的考え方】

一般養成施設では、修了大学院の分野、論文、現場経験等で、総合的に社会福祉援助技術現場実習指導担当教員を定めているが、大学ではそのような規定がないため、何らかのスタンダードを設定する必要がある。

【社会福祉援助技術現場実習担当教員の要件についての問題点】

- 社会福祉分野を専門としない教員が実習指導を行っている例が相当数あり、何らかの基準の設定が必要である。
- 基準として、現場経験を重視すると、何十年も前の現場経験でもよいのかという疑問がある。
- 社会福祉士取得を条件とした場合は、他分野を専攻した者が社会福祉士を取得しただけでよいのかという問題点もある。
- 何をもって、社会福祉援助技術現場実習担当教員の資格とすべきかが不明確である。

【改定にあたっての基本的考え方】

- 上記のように様々な問題があるため、一概に社会福祉士取得者が担当教員としてふさわしいともいえないし、福祉系大学院修了者が適当であるともいえない状況にある。
- 文部科学省の大学設置審査の教員審査基準（申し合わせ）において、実習助手の資格に関する項目を参考とする。

【社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件 改定案】

- 次のような改定案を提案する。

<社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件（案）>

項目	社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件（案）
実習指導担当教員 資格要件	① 社会福祉学領域を専攻して修士以上の学位を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす団体が実施する社会福祉援助技術現場実習指導担当教員研修課程（仮称）を修了した者 ② 社会福祉学領域において学士以上の学位を有する社会福祉士で2年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす団体が実施する社会福祉援助技術現場実習指導担当教員研修課程（仮称）を修了した者 ③ ①、②と同等以上の知識及び経験がある者 ※ なお、研修課程修了による認定は更新制を導入するなどを検討する。

手続き及び経過措置	<p>① 現行の一般養成施設に適用されている上記実習指導担当者資格要件は、一般養成施設においても社会福祉士取得を必須としていない。実習を指導するにあたり、上記要件を規定として適用させるには、経過措置が必要と考えられる。</p> <p>② 上記③については、時限的経過措置とする。</p>
-----------	---

4. 教員の資質向上に関する取り組みについて

- 社会福祉士養成校の教員の資質向上に向けた取り組みは、本協会としても研修等事業において実施してきた。社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習指導担当教員については、平成17年度より当該担当教員に特化した研修を強化してきたところである。
- 現行制度においては、社会福祉援助技術演習は学生20名に1人の演習担当教員の配置を規定しているが、教員数の確保もさることながら、演習の教授法を開発し、担当教員の資質向上を図ることが重要である。
- 上述の3.カリキュラム・シラバスの見直しにも示すとおり、演習や実習を充実することにより、担当する教員の資質向上とともに量的確保が課題となる。そのため、演習および実習担当教員の研修体制を確立し、一定の研修を修了した者を養成課程担当教員の要件とする仕組みが必要である。
- この研修体系の基盤構築については、これまでの事業や研修プログラム構築等の実績から、本協会が担えるものと認識しており、研修の実施については、全養成校を対象とするため、全国を数ブロックに分けて研修を実施する等の検討を行いたい。
- また、教員研修課程プログラムの開発及び事例研究等の教材開発や教授法開発は、専門職団体である日本社会福祉士会等との連携が不可欠となるものであり、実習指導者養成研修とともに共同による事業実施が必要である。

【付記】

- 制度改正にともなう経過措置については、十分配慮する必要がある。
- 精神保健福祉士との関係性については、国家試験制度における共通科目部分等もあるため、十分な手続きを踏んだ検討が必要である。
- 主に社会福祉士養成教育の内容に焦点化して検討を行ってきたが、カリキュラムやシラバスの内容の見直しに伴い、国家試験のあり方についても、見直しを含めた十分な検討がなされる必要がある。
- 社会福祉士養成教育のあり方について、実践力をもった人材の養成という観点からは、養成校における取り組みと合わせて、日本社会福祉士会等の専門職団体における卒後の研修やOJT (On-the-job Training) 等、および実習受入施設・機関の体制確保が重要であり、専門職団体や施設・機関とその組織団体に対して積極的な取組みを要請するとともに、本協会としても連携して努力したい。

以上

